

2024年10月11日

豊橋市長 浅井由崇 様 教育長 山西正泰 様

「豊橋市子ども条例」制定への準備を進めて頂くことに関する要望書

とよはし「子ども」スマイル会議が、9月定例会市議会に提出した「豊橋市の子どもの条例制定への準備に関する請願書」は、9月12日の福祉教育委員会で審査され、討論のあと趣旨採択された旨の報告と発言記録の送付を、市議会事務局から去る10月2日に受理しました。

委員会における質疑や担当課のご答弁から、「こども計画」（豊橋市第3期子ども・子育て応援プラン）策定に向けご尽力を頂いていること、「現段階では条例の制定ではなく、計画の策定により子どもの権利を守るさまざまな方策に取り組んでまいりたい」とのお考えを確認しました。豊橋市の「こども計画」への期待が高まるなか、私たちが条例を必要とする理由を付して以下要望します。

要望項目

1. 「こども基本法」で求められている子どもの権利の擁護、子どもの意見表明権の確保、子どもの最善の利益を優先して考慮することを踏まえて「第3期豊橋市子育て応援プラン」＝「こども計画」を策定されています。豊橋市第1・2期の子育て応援プランには、子どもの権利条約の4つの権利の記載があります。また、「こども計画」策定においては、「権利を守るさまざまな方策」を考えるとご答弁されました。そこで私たちは子どもの権利条約の趣旨と内容の周知に関する具体的な方法、過程を経て実現を図る手順や内容が具体的に示されることになるとおおいに期待します。そのために、子どもの権利条約の「理念」「基本方針」を、豊橋市として再確認して、市民と共有を図るために、今こそ「豊橋市子どもの権利条例」が必要と考えます。
2. 「子ども支援の基本理念や目標、具体的な取り組みの推進を目的」との答弁に、委員は「あくまで子ども子育て支援の推進が目的」と確認されました。私たちは「こども計画」だけでは、子ども自身が権利の主体であると実感できない。だから、「子どもの権利を保障する」ものにはならないことを危惧いたします。よって「時期尚早」とされた豊橋市の子ども権利条例制定が、今すぐに必要とされていることがわかると考えます。

*子どもの権利条約の周知が進むためには、豊橋市子どもの権利条例は必要です。

*子どもの権利条例を持つ自治体では、子どもの権利が擁護され、意見表明も保障され、子どもの最善の利益を子どもとともに考える取り組みが、確実に進んでいます。

豊橋市子どもの権利条例が制定されることで、「こども計画」の位置づけがより明確になり、条例と両輪となり、「主権者としての子どもの権利」の共有化が推進されることを期待します。

以上、よろしくお願い申し上げます。

とよはし「子ども」スマイル会議

代表：江坂雅世

441-8108 豊橋市町畑町森田45-23 Tel/Fax:0532-48-1203